

介護サービス事業所等管理者 様

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営担当課長

北海道介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金に係る計画書の提出について
標記補助金について、道の補助金交付要綱及び事業実施要綱が制定されましたので、下記により、計画書を提出してください。

記

1 補助金の概要

(1) 対象事業所

介護サービス事業所・介護保険施設

なお、次の介護サービス事業所・介護保険施設は本補助金の対象外となります。

- ・令和8年4月以降に新規開設の介護サービス事業所
- ・計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所
- ・居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

(2) 補助額

次の式により被保険者ごとの補助額を算出し、事業所ごとに補助額を合計

基準月(原則令和7年12月)の介護総報酬 × 交付率(サービス種別・要件別)

(3) 補助要件等

①訪問・通所系

補助要件	次の①+②+③、①+③、①のみの3種類が対象。 ①処遇改善加算を算定している(誓約する場合を含む) ②次のいずれかに該当 ・ケアプランデータ連携システムに加入している(誓約する場合を含む) ・社会福祉連携推進法人に所属している ③次のいずれかの取組を計画又は実施済み。なお、②を満たす場合は、③を満たすものとして取り扱う ・課題の見える化 ・業務改善体制構築 ・業務内容の明確化と役割分担
補助金の使途	①②の要件に該当し算定された補助金は、賃金改善経費分となります。 ③の要件に該当し算定された補助金は、職場環境改善等経費又は賃金改善経費分となります。

②施設・居住系

補助要件	次の①+②+③、①+③、①のみの3種類が対象。 ①処遇改善加算を算定している(誓約する場合を含む) ②次のいずれかに該当 ・生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している(誓約する場合を含む) ・ケアプランデータ連携システムに加入している(誓約する場合を含む) ・社会福祉連携推進法人に所属している ③次のいずれかの取組を計画又は実施済み。なお、②を満たす場合は、③を満たすものとして取り扱う ・課題の見える化 ・業務改善体制構築 ・業務内容の明確化と役割分担
補助金の使途	①②の要件に該当し算定された補助金は、賃金改善経費分となります。 ③の要件に該当し算定された補助金は、職場環境改善等経費又は賃金改善経費分となります。

③ 処遇改善加算対象外サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等）

補助要件	次のいずれかに該当 ・ ケアプランデータ連携システムに加入している（誓約する場合を含む） ・ 社会福祉連携推進法人に所属している ・ 処遇改善加算Ⅳの要件に準ずる要件を満たす（誓約する場合を含む）
補助金の使途	賃金改善経費分となります。

2 提出データ

計画書（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）

※計画書は、北海道庁ホームページから上記計画書様式（エクセル）をダウンロードし、別添「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書の入力手順」等を参照の上、必要事項を入力してください。

ホームページアドレス：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/246747.html>

3 計画書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和8年4月24日（金）

(2) 提出方法

北海道のホームページの電子申請システム「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業事業受付フォーム」により、作成した計画書データを送信してください。

電子申請システム「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業事業受付フォーム」アドレス
<https://www.har.p.lg.jp/YBt9D3Vn>

(3) 提出にあたっての留意事項

北海道内に複数の介護サービス事業所・介護保険施設がある場合には、法人単位で集約し、作成・提出してください。

4 添付資料

(1) 計画書（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）様式

(2) 計画書（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）の入力手順

(3) 厚生労働省リーフレット「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」

5 相談窓口

制度全般に係る相談については、厚生労働省コールセンターへお問い合わせください。

介護職員処遇改善支援補助金等 厚生労働省コールセンター ・ 電話番号：050-3733-0222 ・ 受付時間：午前9時から午後6時まで（土日含む）
--

6 その他

本通知は、介護サービス事業所・介護保険施設を対象としています。障害福祉サービス事業所については、計画書様式、申請先の電子申請システムアドレス等が異なりますので、ご注意ください。

（ 介護人材係
電話番号：011-204-5274 ）